

令和元年度 庁議 議事要旨

会議名称	第6回 調整会議
日時	令和元年12月18日(水) 午前・ 午後 4時30分～5時30分
場所	3階会議室
出席者	副町長、教育長、統括監ほか課長職(欠席:社会教育課長、農業委員会事務局長)、 企画振興室長、総合政策係長、総務課主幹

内 容	<p>【審議事項 1】 人口ビジョンの改訂について(総合政策課)</p> <p>(1) 概要 平成27年度に策定した「倶知安町人口ビジョン」の人口の将来展望(目標人口)の修正について (第2期総合戦略策定に当たり、人口ビジョン中の各種統計資料の時点修正等も今年度中に行う予定)</p> <p>(2) 結果 原案のとおり、政策会議に諮ることとする。</p> <p>(3) 質疑・確認事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来展望の設定方法に当たっては、改訂前の数字から約200ずつ減少するという設定。 ・6次総合計画の最後の年度は2031年度。人口ビジョンは2060年。人口ビジョンの観点で、現時点における2060年の将来展望=13,792人に設定しているが、国の研究所での推計値とは大幅に違う(6千くらいの開き)。今後、総合計画におけるまちづくり各種施策を展開することによって、その減少幅よりも少ない形で2060年には13,792人とどまり、基礎自治体としての人口規模を保っていく、という考え。 <p>⇒当初はそのまま目標人口を修正しないつもりでいたが、人口の減少について今年度すごく大きかったので、マイナス200人として反映した。国からの計算ツールを使い、研究所による推計の移動率を踏まえながら調整し、改訂数字を出した。</p> <p>→今年度一気に減ったのは？</p> <p>⇒不明。どういう理由で転出するのかーなどアンケートでもできればよいが、窓口の込み具合を考えると、それはできない。転出した後でもやれないわけでもない</p>
-----	---

が回収率は低いので数字の根拠とすることは難しい。

【審議事項 2】

景観形成団体への移行と景観計画の策定について（まちづくり新幹線課）

（1）概要

◎景観行政団体への移行

景観法に基づく「景観行政事務（景観計画の策定、行為の規制など）」を本町が主体的に処理できるようにするため、北海道と協議のうえ、景観行政団体への移行を目指す。

◎景観計画の策定

良好な景観を形成するための目指すべき理念と目標を整理し、景観法に基づき区域や行為の制限に関する事項等を定める。

（2）結果

原案のとおり、政策会議に諮ることとする。

（3）質疑・確認事項等

- ・直前定例会での一般質問において、町長の方から明確に景観行政団体への移行に目がけて進んでいく—という方向性が示された。
- そもそも「景観形成団体」とは？景観行政団体になった暁には、どういうことが町としてできて、あるいは何でならないといけないのか？
- 景観法に基づく独自のルール、規制をかけることができる、また、町独自の景観の規制がかけられる。現行では、町独自の規制はほぼかけられない。そのような部分をカバーするために町独自の意志として網をかけていけるようにするため。
- 景観形成団体と今ある景観条例との位置づけ（関係性）は？
- 今ある景観条例は、あくまでも「独自条例」となっているので建物の形態意匠などの制限はできるが、開発行為や工作物とかの細かい部分の規制はできない。
- （そういった弱点を補完する形で）今ある景観条例の一部改正なり全部改正でも無理？
- ⇒できない。まず、景観行政団体にならないと景観法による網がかけられない。改正出来る部分は条例改正して徐々に、という想定はしている。
- ・「準都市景観地区」のみでは対応が出来なくなっているものもある。その見直しも必要だが、町全域について景観的に何を守っていくか、ということから始まる。
- 景観行政団体に向かうということに関しては全く問題ない。
- ・景観行政団体としての目指す具体的な景観計画においては、景観法と建築基準法

と都市計画法と諸々の絡んでくる。それぞれ事業者や当然住民との意見交換を始めとして。

・組織体制にも関わる。将来的に景観行政団体となれば許認可事務も発生する。中期スパンで検討し、十分協議を踏まえながら年度計画、行程をもって進めていかないとならない。

【審議事項 3】

宿泊税の使途について（観光課）

（1）概要

令和2年度の充当事業及び継続協議事業の審議

（2）結果

継続協議とし、次回以降再び調整会議に諮ることとする。

（3）質疑・確認事項等

⇒今回調整会議で検討してもらうのは「新規」の1から11番。それと「継続協議」ということで2本。14番以降については前回政策会議において承認を得ている事業。1番から順に確認、審議要。全29本合わせると「継続協議」案件を除いた部分では9千6百万円。約1億の事業費になる。

・29事業あるうちの新規事業について、充当することが適当であるかの審議。それから政策会議で町長へ。

⇒当初話していた通り、（原則）「新規事業」が対象。これまでやってきたものに関しては、一般財源。あくまで新たな取り組みに対し（宿泊税を）充当していく考え。当初予算の組み換えもあったが、それは新規の事業だけ。中にはひらふ坂のロードヒーティングのように新規ではないが、元々宿泊税の議論の中にあったもの。補正時は新規のものを計上した。

・宿泊税の目的に該当するものであれば新規、継続は関係は無い、という考えもあるのでは？既存の観光施策に大方充当するというのも、説明は付きにくい。

→金額は別として、予算の前に、事業として該当になるかの協議がこの場での話。事業によって判断していくしかないのでは。

→新規だけではなく、今まで実施しているものの中に、観光客に対する事業ということであれば認めてもらった方が良い。説明が付きやすい事業もある。

⇒新年度予算で今までにない新たな取り組みで、前回の庁議で出てなかったもの。前回出てきて、補正では出ていないが新年度から実施するとされたものは14番目以降。

⇒今回庁議の案件としては、本来新規事業だけで良いという考え。これで新年度

すべてということではない。

→個別施策を一本増やしたい。景観形成団体との絡みやG20観光大臣会合の中で「持続可能な観光」という議題で話し合われたこともあり、また、第6次総合計画でも新しい項目（持続可能な観光地づくり）も設けた。上下水道や景観団体、農林課の（オーバーツーリズム）関係は「持続可能な観光地づくり」という新しい施策の中で展開できるのでは。

→総務省にも（変更を）出さなければならぬとも思っている。だめだと言われることは無いと思うが、公表の時に当初と違うと言われたら困るので。

→観光インフラの整備ということで（仮に）景観関連や上水道整備に宿泊税を使うのは難しい。

・国に手続きが必要かどうか確認をしてほしい。仮に要らない（問題ない）となれば、町の判断として個別施策を追加することが妥当かどうか。「観光インフラ」では？

→景観については観光インフラではない。観光客が直接恩恵を受ける訳ではない。

・「新幹線を意識したまちづくり」の中に網羅できないか？

→ひらふ地区が外れてしまう。

→「観光インフラ」は範囲が広くなかったか？通常为社会資本だけではなく人材とかイベントとか誘客PRを含んだ「観光のインフラ」

→景観も観光のインフラでは？

→インフラの事業例としては、リゾートエリアの景観形成というものも載せているがいわゆる「街並み」「ライトアップ」など。それに対し今回はキャパシティコントロール＝適正な開発に誘導しようとする考え。

→条例では「観光課題の解決」に使うということにもなっている。その「観光課題」の整理が必要。「ニセコ羊蹄の環境保全」とも載っている。これに絡めて景観法で規制していくのは、「観光マスタープラン」の中で具体化、具現化するための事業に充てていく。そのマスタープランに景観が入っているのであれば。あとは見せ方の問題。

→来年度以降、新年度でHPなどで公表するときには、どの個別事業にいくら予算を付けたか全部公開する。そのためにもやはり、個別施策にぶら下がる個別事業は大事。分かりやすさも含め、事業名と事業内容もある程度載せるべき。

→個別施策は必要であれば作っても良いという考え。個別施策に載っていないから使えない、ではなく宿泊税の用途として適切なのかということ。個別施策（に加えようという）の「持続可能な観光地づくり」を設け、説明がしやすいということであれば。

（了）

● 現行(2016.2策定時)の将来展望設定方法

【出生率の設定】 2040年 2.07

【社会異動の設定】

2015年～2025年において、5～14歳、20～39歳の純移動率をプラスに設定

それ以外は、純移動率ゼロ

→ ※2010年時点から2025年まで、人口増

※実際に2010～2015年は、25～34歳の年代は純移動率はプラス。その他の年代はマイナス。

(単位:人)

現行(2016.2策定)			改訂(2020.3)			
	将来展望	移動ゼロ	社人研推計		将来展望	社人研推計
2010年	15,568	15,568	15,568	2010年		
2015年	15,875	15,517	15,009	2015年	15,018	15,018
2020年	16,068	15,356	14,448	2020年	15,868	14,277
2025年	16,094	15,115	13,798	2025年	15,894	13,483
2030年	15,881	14,814	13,097	2030年	15,681	12,663
2035年	15,620	14,474	12,370	2035年	15,420	11,810
2040年	15,329	14,109	11,631	2040年	15,129	10,962
2045年	15,021	13,735	10,890	2045年	14,821	10,144
2050年	14,700	13,357	10,151	2050年	14,500	9,358
2055年	14,359	12,965	9,397	2055年	14,159	8,579
2060年	13,992	12,556	8,630	2060年	13,792	7,804

※2015国調実績

● 改訂後の将来展望設定方法

【出生率の設定】 2040年 2.07

【社会異動の設定】

社人研推計の純移動率を踏まえて設定

【2020年以降、単純に▲200人】

→2019年は、夏季人口が200人減ったため。2025年までの人口増の曲線が残る。

※参考

2019年9月末 15,110人

※夏季の人口

2014年頃から15,300人程度を保ってきたが、2019年は15,100人程度に減少(別紙参照)

現行		
	将来展望	5年前との差
2010年	15,568	-
2015年	15,875	307
2020年	16,068	193
2025年	16,094	27
2030年	15,881	△ 213
2035年	15,620	△ 261
2040年	15,329	△ 292
2045年	15,021	△ 308
2050年	14,700	△ 321
2055年	14,359	△ 342
2060年	13,992	△ 367

→

▲ 857
▲ 200
▲ 200
▲ 200
▲ 200
▲ 200
▲ 200
▲ 200
▲ 200
▲ 200
▲ 200
▲ 200

改訂後		
	将来展望	5年前との差
	15,018	※2015国調実績
	15,868	850
	15,894	26
	15,681	△ 213
	15,420	△ 261
	15,129	△ 291
	14,821	△ 308
	14,500	△ 321
	14,159	△ 341
	13,792	△ 367

